

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 6月22日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系(B)海水放出配管の排水配管において、配管詰まり(排水弁を開するも海水が少量しか出ない)が認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	
2	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備清水加熱器ポンプにおいて、ポンプ軸受ケース内径とポンプ軸受外径の間隙寸法に許容値超えが認められたため、当該部を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	直流125V充電器盤(予備)ケーブル敷設状況調査において、不適切なケーブルの敷設(常用系と安全系のケーブルが同一の電線管にて敷設されている等)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	GⅠ	